

公印省略

2 疾病第 4 4 8 3 号
令和 2 年 1 1 月 1 1 日

新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

新型コロナウイルス感染症対策本部長
(がん感染症疾病対策課)

大規模イベントに係るクラスター対策について

現在、大規模なイベントが開催される際には、当該イベントの主催者からの事前相談に対応し、必要に応じて、感染防止対策の徹底について注意喚起を行っています。

しかしながら、大規模イベントでクラスター（患者間の関連が認められた集団）が発生すると、医療資源のひっ迫を招く可能性があるなど、大きな影響が生じる恐れがあります。

この度、大規模イベントに係るクラスター対策について、別添のとおり、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から通知がありました。

各本部員におかれては、「1（2）具体的なイベントへの対応」に記載されているように、イベント開催における感染拡大防止の事前の準備から感染者が発生した際の事後対応において、積極的疫学調査やクラスター分析への協力とともに、イベント主催者など関係者への協力依頼や接触確認アプリ（COCOA）の利用勧奨などについて、関係者への周知や連携をお願いします。

なお、「1（1）通常時からの対応」に記載されている大規模イベントに係るクラスター対策については、新型コロナウイルス感染症対策本部や感染防止及び医療・検査体制確保チームを活用して対応することとします。